

記録条件仕様の変更に伴う対応を要する項目の概要

1 変更の内容及び対応時期

項目	医療機関・薬局	審査支払機関		保険者等
個人単位被保険者番号の追加	令和3年10月請求分から ※	令和3年9月請求分まで	記録された場合は読み飛ばし	令和3年11月送付分から ※
		令和3年10月請求分から	記録されていない場合は補記	
年月（年月日）の西暦記録	<u>令和2年5月請求分から</u>	令和2年5月請求分から	月遅れ請求を考慮し、当分の間、和暦による記録があった場合は受付時に西暦へ変換	<u>令和2年6月送付分から</u>
受診日等レコードの追加	令和3年10月請求分から ※	令和3年9月請求分まで	記録された場合は読み飛ばし	令和3年11月送付分から ※
		令和3年10月請求分から	記録されていない場合は補記、ただし、実日数への計上有無は判別できないため、分割対象外（証回収済みで分割となる場合は返戻）	
窓口負担額レコードの追加	令和3年10月請求分から ※	令和3年9月請求分まで	記録された場合は読み飛ばし	令和3年11月送付分から ※
レセプトの振替・分割	令和3年10月請求分から ※	令和3年9月請求分まで	実施しない	令和3年11月送付分から ※
		令和3年10月請求分から	対象レセプトについて実施	

※令和3年9月診療（調剤）以降分を対象とする

2 各記録条件仕様の変更概要

記録条件仕様	変更概要	備考
オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様	年月（年月日）項目の西暦化に伴い、「最大バイト数」を拡張 個人単位被保険者番号の追加に伴い、「資格確認レコード」を新設 オンライン資格確認の実施のため、「受診日等レコード」及び「窓口負担額レコード」を新設	※オンライン資格確認の結果により、個人単位被保険者番号が記録されていないレセプトには補記を行うこと及び資格喪失が確認されたレセプトを新資格の保険者への振替（月の途中での喪失の場合は分割）を行うため、資格確認等に必要な項目を追加
レセ電コード情報ファイル記録条件仕様	「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」の変更に伴うものに加え、振替・分割が行われたレセプトの「データ識別コード」を追加	既存のデータ識別コード“1”を「保険医療機関（薬局）からの請求」から「保険医療機関（薬局）からの請求又は審査支払機関での資格確認による請求」に変更した。審査支払機関において、レセプトの振替・分割が行われたレセプトは、振替・分割後の情報にデータ識別コード“1”を付与し、保険医療機関（薬局）からの請求内容に新規コード“5”として履歴請求データに記録する。

記録条件仕様	変更概要	備考
オンラインによる再審査等請求ファイルに係る記録条件仕様	<p>「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」及び「レセ電コード情報記録条件仕様」の変更に伴うものに加え、「資格確認」に係る再審査請求の「理由番号コード」を追加</p> <p>別添1「資格確認要求に係る記録条件仕様」及び別添2「資格確認結果に係る記録条件仕様」を追加 (資格喪失後のレセプトについて、変更後の資格を確認するための要求及び回答を行えることとした)</p>	<p>「資格確認」に係る再審査請求については、診療報酬の請求権消滅時効等を踏まえ診療（調剤）年月から起算した申し出可能な期間を定めることとしているが、期間については調整中。</p>
オンラインによる一次請求返戻ファイル及び再審査等返戻ファイル並びに再請求ファイルに係る記録条件仕様	<p>「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」及び「レセ電コード情報記録条件仕様」の変更に伴うものに加え、資格確認の結果、振替・分割が行われたレセプトについては、保険医療機関（薬局）の請求時の内容を「履歴請求データ」とする取扱いを追加</p>	

※ 上記の変更の他、文言の修正等を行った。また、「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」以外の記録条件仕様については、「データ識別コード」の追加に伴い、「各種レコードの記録要領に関する事項」の各レコードの記述を「データ識別コード」ごとに明確に分けて記述するよう変更した。